

名護市営市場・名護市青果等市場  
指定管理者募集要項

令和4年9月  
名護市（商工・企業誘致課）

(募集要項)

目 次

1	施設の概要	1
2	管理の基本的事項	2
(1)	管理基準	2
(2)	指定管理者が行う業務	3
(3)	利用料金に関する事項	3
(4)	管理に要する経費	4
(5)	指定期間	5
(6)	指定管理者と市との業務役割分担	5
(7)	その他の指定管理者の役割	6
(8)	指定管理業務が継続困難になった場合の措置	6
3	申請の手続	7
(1)	申請資格	7
(2)	申請書類	7
(3)	質問事項の受付	10
(4)	留意事項	10
4	指定管理者の指定	11
(1)	指定管理者の指定方法	11
(2)	指定管理者候補者の選定	11
(3)	選定に当たっての審査基準	12
(4)	審査の主なポイント	12
5	指定管理者指定後の手続	12
(1)	協定の締結	12
(2)	協定で定める事項	12
(3)	引継	13
(4)	その他	13
6	スケジュール	13
7	問い合わせ先	14
8	位置図	15
9	選定基準について	20

## 名護市営市場・名護市青果等市場指定管理者募集要項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び名護市公の施設の管理に関する基本条例（平成16年条例第1号）並びに名護市市場の設置及び管理に関する条例（平成18年条例第8号）第7条に基づき、名護市の公の施設である名護市営市場（以下「市営市場」という。）及び名護市青果等市場（以下「青果等市場」という。）の管理運営を指定管理者に行わせるため、以下のとおり指定管理者の募集を行います。

### 1 施設の概要

#### (1) 名護市営市場

##### ① 施設の設置目的

生鮮食品等の流通の円滑化を図ることにより市民の消費生活の安定に資すること並びに新たな商業の担い手の育成、雇用創出及び食文化の継承・発信につながる商業拠点を形成し、地域商業の振興を図ることを目的として、市営市場を設置する。

##### ② 施設の所在地 名護市城一丁目4番11号

##### ③ 施設の規模・構造等

ア 建築年月 平成23年3月

イ 敷地面積 3,291.44㎡

ウ 構造・規模 鉄筋コンクリート造 2階建て（一部3階建て）

・建築面積 1,541.78㎡

・延床面積 2,777.16㎡

1階 1,370.34㎡

2階 1,315.68㎡

3階 91.14㎡（PH階）

##### ④ 主要施設

1階 店舗（21店舗）、まちなか情報コーナー、買物広場、  
管理人室、駐車場（45台）

2階 飲食店舗（6店舗）、チャレンジショップ（2店舗）、食文化人材育成施設（調理台5台）

3階 電気室

#### (2) 名護市青果等市場

##### ① 施設の設置目的

地域農産物の販路先を確保し、地産地消の推進や農家所得の安定・向上を図り、地域農業の振興に貢献するとともに、市内の小売店や飲食店、観光施設等への食料供給の拠点、また地域農産物の市内外への安定した供給体制を確立するための拠点となる施設を目的として青果等市場を設置する。

② 施設の所在地 名護市字宇茂佐1番地

③ 施設の規模・構造等

ア 建築年月 平成25年12月

イ 敷地面積 3,885㎡

ウ 構造・規模 鉄骨造平屋建

・建築面積 942.15㎡

・延床面積 942.15㎡

④ 主要施設

店舗（15店舗）、電気分電盤等収納室（水道メーター設置）、駐車場、  
トイレ、ごみ置き場、太陽光発電設備、冷蔵庫（市設置7台）

## 2 管理の基本的事項

(1) 管理基準

① 営業時間及び休場日

名護市市場の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年規則第5号）第2条の規定に基づき、市営市場及び青果等市場（以下「市場」という。）は原則として無休とし、営業時間は次のとおりとなります。ただし、特に必要があると認めるときは、変更し、又は臨時に営業し、若しくは休場とすることができます。

ア 市営市場

市場の営業時間	午前7時30分から翌日の午前0時まで
---------	--------------------

【※指定管理者の業務時間ではありません。】

イ 青果等市場

市場の営業時間	午前1時から午後6時まで
---------	--------------

【※指定管理者の業務時間ではありません。】

② 名護市個人情報保護条例の適用

指定管理者には、名護市個人情報保護条例（平成13年条例第28号）第11条の2の規定により、施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関しては、名護市と同等の責務（収集の制限、利用及び提供の制限、電子計算機結合の制限等）が課せられるほか、後日、名護市と締結する協定において、名護市から利用者に関する個人情報の開示の請求等があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

③ 指定管理者の情報公開

指定管理者には、名護市公の施設の管理に関する基本条例（平成16年条例第1号）第11条の規定のとおり、指定管理者は、自己が管理する公の施設に関し保有する文書の公開の努力義務が課せられるほか、後日、名護市と締結する協定において、管理業務に関する文書等の提出の要求があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

④ 名護市行政手続条例の適用

指定管理者は、名護市行政手続条例（平成9年条例第14号）第2条第4号の「行政庁」に該当するため、使用承認等は同条例の定めに従って行うこととなります。

⑤ 環境への配慮

省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進や適正処理に努めていただきます。

また、環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めていただきます。

⑥ その他

ア 管理業務を行うに当たっては、関係法令、条例、規則等の規定を遵守すること。

イ 指定管理者は、施設の管理運営に関する業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、業務の一部について、あらかじめ市長が認めた場合はこの限りではありません。

ウ 管理業務を行うに当たっては、再委託、物品の調達等を行う場合は、名護市内の企業等の積極的な活用を努めてください。

(2) 指定管理者が行う業務

指定管理者の行う主な業務は次のとおりとし、業務の詳細は、別紙「名護市営市場指定管理業務仕様書」（以下「市営市場仕様書」という。）及び名護市青果等市場指定管理業務仕様書」（以下「青果等市場仕様書」という。）のとおりとします。

① 施設の管理・運営に関する業務

② 施設の使用許可等に関する業務

③ 施設の利用促進による集客向上を目的とした事業の計画及び実施に関する業務

④ 指定管理者の提案による業務（自主事業）

指定管理者の提案により、テナント会と連携し施設を有効活用した賑わい創出や販売促進等事業の開催

⑤ 上記①から④までに掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(3) 利用料金に関する事項（※市営市場のみ）

①利用料金制度

【※利用料金とは食文化人材育成施設及び駐車場の利用料に係る料金のことをいいます。】

ア 市営市場の食文化人材育成施設及び駐車場においては、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用するため、指定管理者は、利用者（指定管理者を含む。）が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。利用料金は、名護市市場の設置及び管理に関する条例第10条第2項で定める額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めるこ

とができます。

【※名護市市場の設置及び管理に関する条例 第10条第2項 別表第2 抜粋】

区分	単位	料金		冷房等使用 追加料金
食文化人材育成 施設	1室1時間につ き	800円		750円
		営利	1,600円	
駐車場	1台30分につき	50円		

※料金は税別で表記しています。

② 減免及び還付

指定管理者は、名護市公の施設の管理に関する基本条例第21条、同条例第22条、名護市市場の設置及び管理に関する条例施行規則第11条及び第12条の規定を勘案し、利用料金の減免等を行うことができます。

③ 前受金の引継

ア 指定期間の満了日後の利用に係る利用料金を事前に収受する場合は、その利用料金に相当する金額を新たな指定管理者又は名護市に引継ぐこととします。

イ 市長による指定管理者の指定の取消が行われた場合又は、指定管理者の申し出により指定の取消が行われた場合で、利用に係る利用料金を事前に収受している場合は、その利用料金に相当する金額を新たな指定管理者又は名護市に引継ぐこととします。

(4) 管理に要する経費

① 使用料の設定

使用料とは、入居者のテナント借用に係る料金をいいます。

市営市場の食文化人材育成施設及び駐車場以外の施設の使用料は、名護市市場の設置及び管理に関する条例別表第1のとおり設定されていますので、別の使用料の設定はできません。なお、使用料は指定管理者の収入とはならず、名護市の収入となります。

② 指定管理料

ア 市場（食文化人材育成施設及び駐車場を除く。）の管理運営に要する経費を、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に指定管理料として支払います。年間指定管理料は、下記の金額を上限とし、事業計画書及び収支予算書を提案してください。

指定管理料上限額	:	15,267千円
----------	---	----------

※令和5年度予算成立を前提としています。

イ 指定管理料の金額や支払い方法等は、協議の上、協定で定めます。

③ 会計の独立と管理口座

指定管理者は、自身の団体等と独立した会計帳簿類及び経理規定を設けるとともに、指定管理に係る経費については、市場の2施設（市営市場・青果等市場）をそれぞれ別の口座で管理し、法人等自身の口座とは別の口座で管理してください。

また、他の公の施設の指定管理者の指定も受ける場合は、それぞれ別の口座で管理する必要があります。

④ 施設の修繕・改修工事等

管理経費内の施設等の修繕・改修工事を行う場合、事前に市と協議を行った上で実施してください。

⑤ 備品の帰属

ア 指定管理者は、管理期間中、備品を名護市物品会計規則（平成8年規則第1号）に準じて管理し、常に良好な状態に保たなければなりません。

イ 備品の購入に関しては事前に市と協議を行い、指定管理料により購入した備品については市に帰属するものとします。現在、市の備品となっているものの買替えについても同様とします。

ウ 備品が使用不能となったときは、市と協議し、指定管理料により購入又は調達するものとし、指定管理者は、市長の承諾を得て、これを廃棄又は処分するものとします。

エ 指定管理者が利用料金の収入より購入（自主事業を実施するため調達した備品を含む。）又は更新した備品については、指定管理者の所有とします。当該備品については、指定期間終了時に、指定管理者が自己の費用および責任により撤去することとします。ただし、市長が承認した場合は、この限りではありません。

(5) 指定期間

指定期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）を予定し、名護市議会の議決により確定します。

ただし、継続して指定する場合は、指定期間を5年間とし、管理をすることが適当でないと認めるときは、名護市公の施設の管理に関する基本条例第10条第1項の規定により指定を取り消すことがあります。

(6) 指定管理者と市との業務役割分担

指定管理者と市との役割分担は、原則として次の表のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義のある場合又は定めのない事項については、指定管理者と市が協議して定めることとします。

項 目	指定管理者	市
①施設（建物、構築物、機械設備等）の保守点検	○	
②施設の維持管理（植栽管理、清掃等含む）	○	
③安全衛生管理（グリストラップ、廃棄物処理等）	○	
④業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の漏えい等による利用者等に対する対応	○	
⑤施設の大規模修繕等（構造耐久上主要な部分）		○
⑥施設等の経年劣化、損傷、滅失等による修繕	○ ※10万円未満	○ ※10万円以上
⑦事故、火災による施設損傷の回復	(△)	○
⑧施設利用者の被災に対する責任	(△)	○
⑨施設の火災共済保険の加入		○
⑩賠償責任（指定管理者に管理瑕疵がある場合）	○	
⑪包括的な責任		○

※（△）は指定管理者の責めに帰す場合

(7) その他の指定管理者の役割

- ① 指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、市場を常に良好な状態に管理する義務を負います。
- ② 指定管理者は、施設利用者の被災に対し、現場で迅速に対応する責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切に対応し、直ちに市長に報告をしなければなりません。

(8) 指定管理業務が継続困難になった場合の措置

- ① 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合には、速やかに市長に報告しなければなりません。
- ② 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な施設管理が困難となった場合又はその恐れがあると認められる場合は、市長は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善計画の提出及びその実施を求めることができます。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときには、市長は指定管理者の指定を取り消すことができます。

- ③ 指定管理者が市長の指示に従わないときや指定管理者の財務状況が著しく悪化するなど指定管理業務の継続が困難と認められる場合は、市長は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- ④ 上記②又は③により指定管理者の指定を取り消され、市に指定管理者の債務不履行による損害が生じた場合には、賠償の責めを負うこととなります。

- ⑤ 市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合には、市と指定管理者は、指定管理業務継続の可否について協議することとします。

### 3 申請の手続

#### (1) 申請資格

次の各号の全てに該当する法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。

- ① 指定期間中、安全円滑に対象施設を管理運営できる団体であること。
- ② 団体で、当該団体又はその代表者が次の事項に該当しないものであること。
- ア 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していない者
- ウ 国税及び地方税を滞納している者
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者
- オ 会社更生法及び民事再生法等の手続き中である者

#### ③ グループによる申請

ア 複数の団体により構成されたグループ（共同企業体等の連合体）により申請することができます。単独で申請した団体は、同一施設のグループによる申請の構成団体となることができません。また、同時に複数のグループの構成団体となり、同一の施設に申請することはできません。

イ グループで申請する場合は、代表団体を定めてください。

ウ グループで申請する場合は、各構成団体は単独で申請する場合と同様に申請資格が必要となります。

#### (2) 申請書類

申請に当たっては、以下の書類を提出期間内に市に提出してください。

なお、市長が必要と認めるときは、追加資料の提出を求めることがあります。

#### ① 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（別紙様式第1号）

※グループで応募する場合、上記の申請書、グループ応募構成書（様式1-2）、責任分担等を明示したグループ構成協定書等（自由様式）及び該当する書類については各構成団体分も提出してください。

イ (1)の申請資格②に該当しない旨の誓約書（別紙様式第2号）

ウ 団体の概要調書（別紙様式第3号）

エ 団体の定款又は寄附行為若しくはこれらに準ずる書類

オ 団体の登記事項証明書及び印鑑証明書（申請日前3か月以内に取得した

もの)又はこれらに準ずる書類

カ 団体の決算関係書類(過去3か年分の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類)

キ 団体の予算関係書類(今後3か年分の事業計画書、収支予算書又はこれらに準ずる書類)

ク 団体の組織及び運営に関する事項を記載した書類(団体の組織図や業務執行体制等がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類)

ケ 法人税、法人事業税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書(過去3か年分)

コ 役員の名簿及び履歴を記載した書類

サ 市場の管理運営に係る事業計画

以下の項目について、市場の設置目的を効果的に達成し、しかも、効率的に運営できることがわかる内容として提案してください。

(ア) 指定管理業務を行うに当たっての基本方針

市場を管理運営していくに当たっての心構え、基本方針、コンセプト(よりよいサービスの提供、より効果的、効率的な運営の方針など)を記述してください。

(イ) サービス等を向上させるための方策

(ア)の基本方針を受けて、市場の利用者に対する具体的なサービス向上及び稼働率の向上について、利用者等のニーズの把握及び実現策などについて提案してください。

(ウ) 施設・設備の維持管理計画

利用者に快適に、また、安全に利用してもらうための、清掃や設備の保守点検、警備など維持管理計画について提案してください。

(エ) 管理執行体制

管理運営に当たっての人員配置や業務体制、新たな雇用に関する基本的な考え方について提案してください。

(オ) 個人に関する情報の取扱についての基本方針

市場を管理運営していく過程において、市場を利用される市民の方々の個人に関する情報の保護、適正な管理が要求されます。その取扱についての情報管理体制や基本的な方針について提案してください。

(カ) 利用者のトラブルの未然防止と対処方法

サービス業として市場を運営していく以上、市場を利用される市民の方々からの苦情や不満、トラブルに対して、解決方法や体制の整備が必要です。苦情等に対する基本的な考え方、具体的な解決方法や体制について提案してください。

(キ) 危機管理に対する方針について

多くの市民が集う場所である以上、防犯や防災その他緊急時の対応な

どについて、十分に対応できる体制が必要です。その基本的な方針について提案してください。

(ク) 環境への配慮について

市場の管理運営に当たっては、省エネルギーの徹底、温室効果ガスの排出抑制、リサイクルの推進等に努める必要があります。それらの取り組みを進めるに当たっての基本的方針や体制整備について提案してください。

(コ) 施設の使用許可等に関する業務(※市営市場のみ)

利用料金として指定管理者が自らの収入とすることができる市営市場の食文化人材育成施設及び駐車場の料金設定や料金の減額・免除・返還について提案してください。

(ク) 自主事業の実施計画書

指定管理者は、自らの提案により、市場を利用して行う自主事業又は自主興行を実施することができます。この場合、収支計画書にその事業に係る収入及び支出を計上することができます。

- ・食文化人材育成施設の運営企画
- ・自主興行等の企画・実施

(サ) その他の提案

上記以外で、市場の設置目的を効率的、効果的に達成する方法等がありましたら積極的に提案してください。

シ 行政財産の目的外使用について

指定管理者が自らの提案に基づいた飲食・物販自動販売機の設置等の自主事業を行うに当たっては、別途定める行政財産の目的外使用許可を申請し、市長の許可を得る必要があります。

ス 市場の管理運営に係る指定期間内の収支計画書

市場の管理運営の基礎となる必要経費及び収入額について算出し、提案してください。

② 提出部数

全てのページに連番でページ番号を挿入し、正本1部と副本20部を提出してください。ただし、副本は、正本を複写したものを可とするとともに、再複写ができるようにしてください。

③ 提出方法及び提出場所

申請書等は、必ず持参してください。事故防止のため郵便等での提出は受けませんので、ご了承ください。

【提出先】

〒905-0014 沖縄県名護市港二丁目1番1号

名護中央公民館 2階 地域経済部 商工・企業誘致課 商工係

電話 0980-53-7530

④ 受付期間

令和4年9月30日（金）から10月17日（月）（土・日・祝祭日を除く。）  
午前8時30分から午後5時まで（直接持参）

(3) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受付けます。

① 受付期間

令和4年9月30日（金）午前8時30分 から 10月5日（水）午後5時まで

② 受付方法

募集要項の内容等に関する質問書に必要事項を記入の上、電子メール又は  
F A Xで提出してください。

・メールアドレス shoukoukigyoyuuchi@city.nago.lg.jp

・F A X番号 0980-53-7522

③ 回答方法

回答は商工・企業誘致課から電子メール又はF A Xにて下記の期間内に回  
答いたします。

・令和4年10月6日（木）から10月11日（火）

※ 募集要項の内容等に関する質問及びその回答は、その後の提案の内容や審  
査事項に反映されることから、上記以外の方法（電話、口頭等）による質問  
回答は一切行いません。

(4) 留意事項

① 募集要項の承諾

申請者は、申請書類の提出をもって本募集要項の記載内容を承諾したもの  
とみなします。

② 接触の禁止

本件業務に従事する本市職員及び本件関係者に対し、本件申請について個  
人的な接触を禁じます。

③ 申請内容の変更禁止

提出された書類の内容は、原則として変更することはできません。ただし、  
本市が軽微な修正と認めるものは、修正できるものとします。

④ 虚偽の記載をした場合の取扱

申請書類に虚偽の内容があった場合は、失格とします。

⑤ 申請の辞退

申請受付後に辞退（様式任意）する場合は、辞退届出を提出してください。

⑥ 費用負担

申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。

⑦ 提供書類の目的外使用の禁止

本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じ  
ます。

⑧ 情報公開

申請書類、その他の関係書類は全て行政文書となることから、名護市情報公開条例及びその他関連する条例又は規則等に基づいた取扱いとなります。

⑨ 法人税等

団体に係る市民税、指定管理者が新たに設置した償却資産に係る固定資産税等の納税義務者となる可能性がありますので、名護市税務課にお問い合わせください。なお、国税については税務署、県税については県税事務所へお問い合わせください。

4 指定管理者の指定

(1) 指定管理者の指定方法

指定管理者の指定は、名護市議会の議決を経て、名護市長が指定します。なお、指定後速やかに告示を行います。

(2) 指定管理者候補者の選定

① 選定方法

指定管理者候補者の選定に当たっては、名護市指定管理者選定委員会にて提出された申請書及び申請者によるプレゼンテーションにより審査を行い、「選定に当たっての審査基準」に最も適合する申請者を指定管理者の候補者として選定します。なお、審査の結果、候補者なしとする場合もあります。また、選定委員会の会議は非公開とします。

プレゼンテーションの詳細に関しては、応募者へ後日、お知らせいたします。

② 選定結果のお知らせ及び公表

審査・選定の結果は、令和4年11月11日（金）頃までに全ての申請者全員に文書で通知します。また、選定結果については、本市のホームページ等で公表します。なお、都合により遅延する場合は、その旨をお知らせします。なお、選定結果については、行政不服審査法に基づく異議申し立て又は行政事件訴訟法に基づく訴えの提起をすることができません。

③ 指定候補者の順位

審査結果の指定順位は、指定候補者順位第1位（必要がある場合は第2位まで）を決定します。第1位順位者は、指定管理者候補者の取扱いになりますが、協議により指定の合意に達しなかった場合、又は指定後に取消しとなった場合は、あらかじめ第2位順位者を決定していたときは、第2位順位者と協議を行い指定管理者の候補者とします。

④ 指定管理者の指定

指定管理者候補者として選定された団体は、令和4年12月に招集予定の令和4年第209回定例市議会における名護市議会の議決を経て指定管理者とし

て指定される予定です。ただし、議決を経るまでの間に、指定管理者候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者候補者としての資格を取り消すことがあります。また、指定管理者の指定をうけられないことにおいて生じる一切の損害の賠償等に関する請求はできないものとします。

(3) 選定に当たっての審査基準

- ① 市民の平等な施設の利用を確保することができるものであること。
- ② 市場及びその設備の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有しており、管理経費の縮減が図られるものであること。
- ④ その他市場の性質又は目的に応じて必要とすること。

(4) 審査の主なポイント

指定管理者候補者の選定は、別紙「選定基準」に基づく評価方式により行います。

5 指定管理者指定後の手続

(1) 協定の締結

指定管理者の指定を行う際には、管理業務内容に関する細目的事項、指定管理に係る指定管理料に関する事項、管理の基準に関する細目的事項等について、指定管理者と市との間で協議を行い、協定を締結します。

協定締結は、指定期間における基本的、包括的な事項を定めた「基本協定」及び令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の実施事項を定めた「年度協定」を令和5年4月1日付けで締結します。「年度協定」は、年度ごとに協議の上、更新します。

(2) 協定で定める事項

- ア 管理業務の計画書に記載された事項
- イ 利用料金に関する事項
- ウ 名護市が支払うべき管理費用に関する事項
- エ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- オ 事業報告及びモニタリングに関する事項
- カ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- キ 管理業務の第三者への委託に関する事項
- ク 施設内での事故発生時の対応、名護市への報告等に関する事項
- ケ 指定管理者が名護市に損害を与えた場合の賠償に関する事項
- コ 指定管理者が施設・備付物件を使用する場合の取扱いに関する事項
- サ 管理業務を行うに当たって作成する帳簿等の保管・整備等に関する事項
- シ 情報公開に関する事項
- セ 名護市行政手続条例の適用に関する事項

- ソ リスク分担に関する事項
- タ 管理業務上知り得た個人情報以外の秘密の保持に関する事項
- チ 管理業務に伴う施設の修繕費の負担に関する事項
- ツ 管理業務を行うに当たって購入する物品の所有権の帰属等に関する事項
- テ 地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく目的外使用許可の取扱いに関する事項
- ト 指定期間満了等に伴う引継義務に関する事項
- ナ 協定の改定に関する事項
- ニ その他名護市が必要と認める事項

### (3) 引継

指定期間の始期から円滑かつ支障なく指定管理業務が実施できるよう、責任をもって前管理者と業務引継ぎを行うものとします。

### (4) その他

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 指定管理者の経営状況の急激な悪化等により、業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ② 著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

また、指定管理者の議決について、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においては、市場に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。

## 6 スケジュール

公募から指定までの主なスケジュールは次のとおりです。

- 令和4年 9月16日（金）募集要項配布開始
- 9月30日（金）質問受付開始
- 9月30日（金）申請の受付
- 10月5日（水）質問事項受付締切
- 10月6日（木）～10月11日（火）質問事項に対する回答
- 10月17日（月）申請受付締切
- 11月2日頃 プレゼンテーション及び審査  
（指定管理者候補の選定）
- 11月11日頃 審査結果通知（申請者へ）
- 11月11日頃 選定結果の公表
- 12月指定管理者の議決（市議会12月定例会）
  - ・指定管理者の指定告示
  - ・指定管理者指定通知書（指定管理者へ）

・指定管理者選定終了通知書（指定管理者を除く申請団体へ）  
12月～3月 協定書の内容についての協議（事前協議を含む。）  
令和5年4月1日 協定書の締結及び指定管理者による運営の開始

7 問い合わせ先

名護市 地域経済部 商工・企業誘致課 商工係

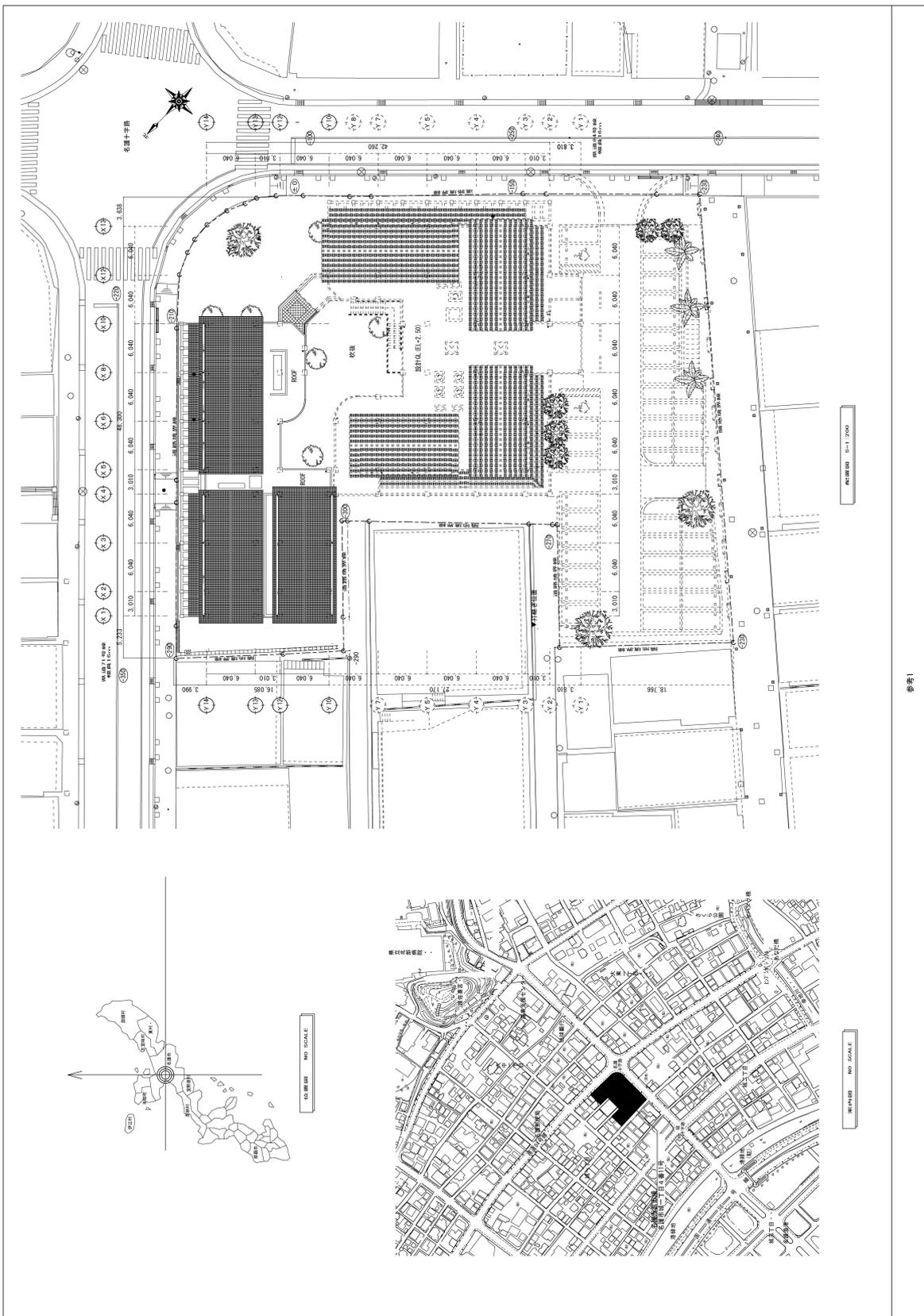
所在地 〒905-0014 沖縄県名護市港二丁目1番1号

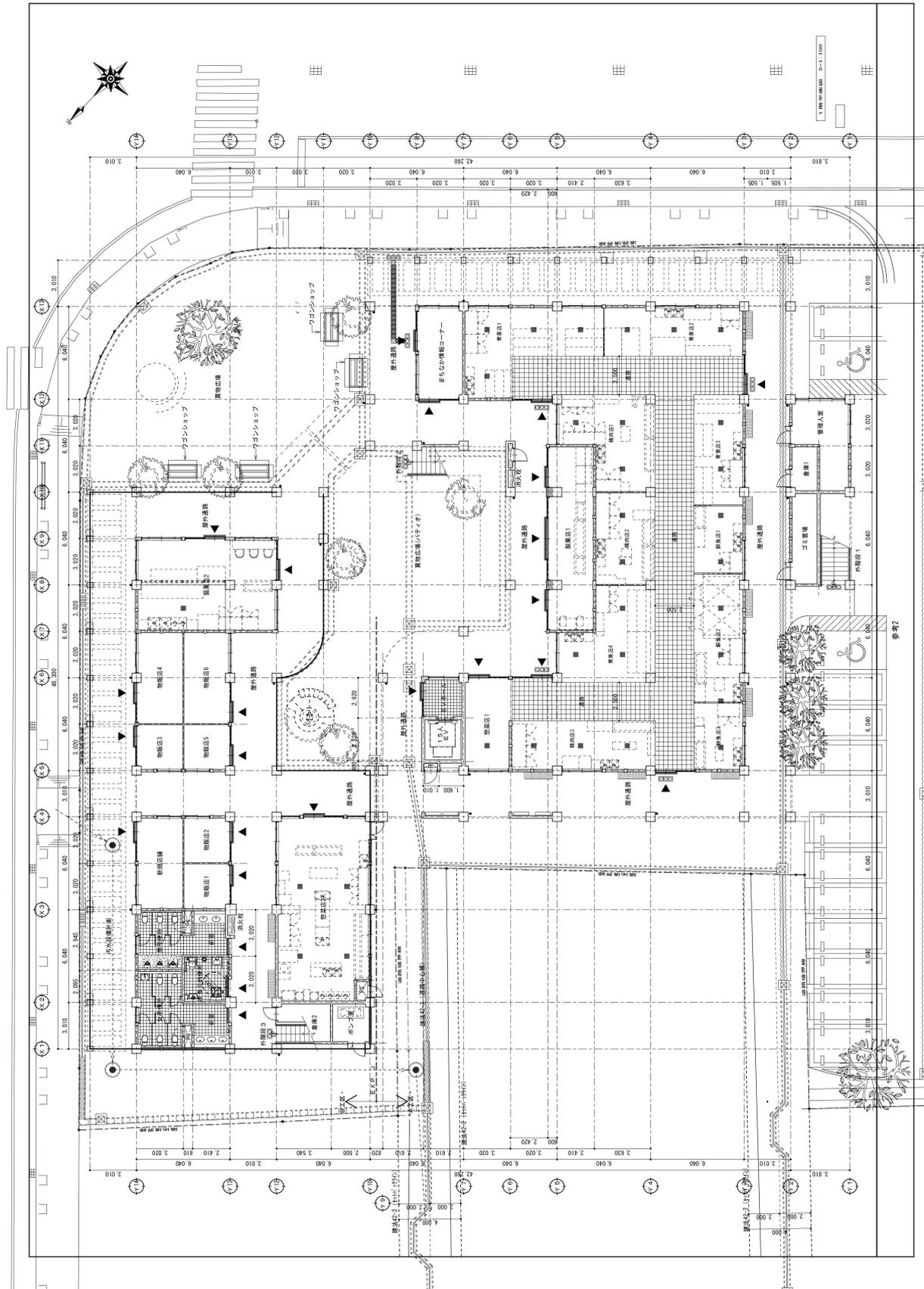
電 話 0980-53-7530

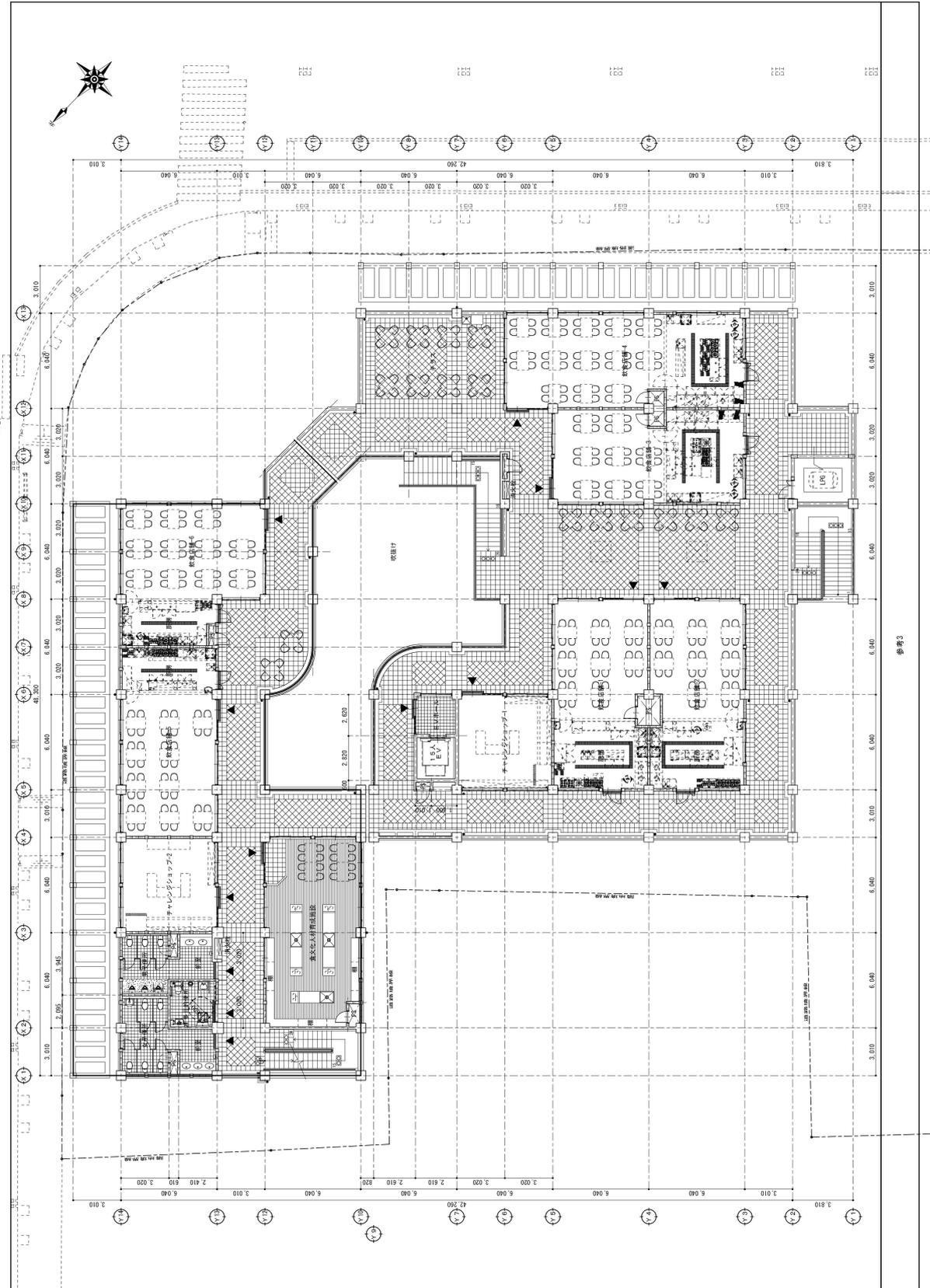
F A X 0980-53-7522

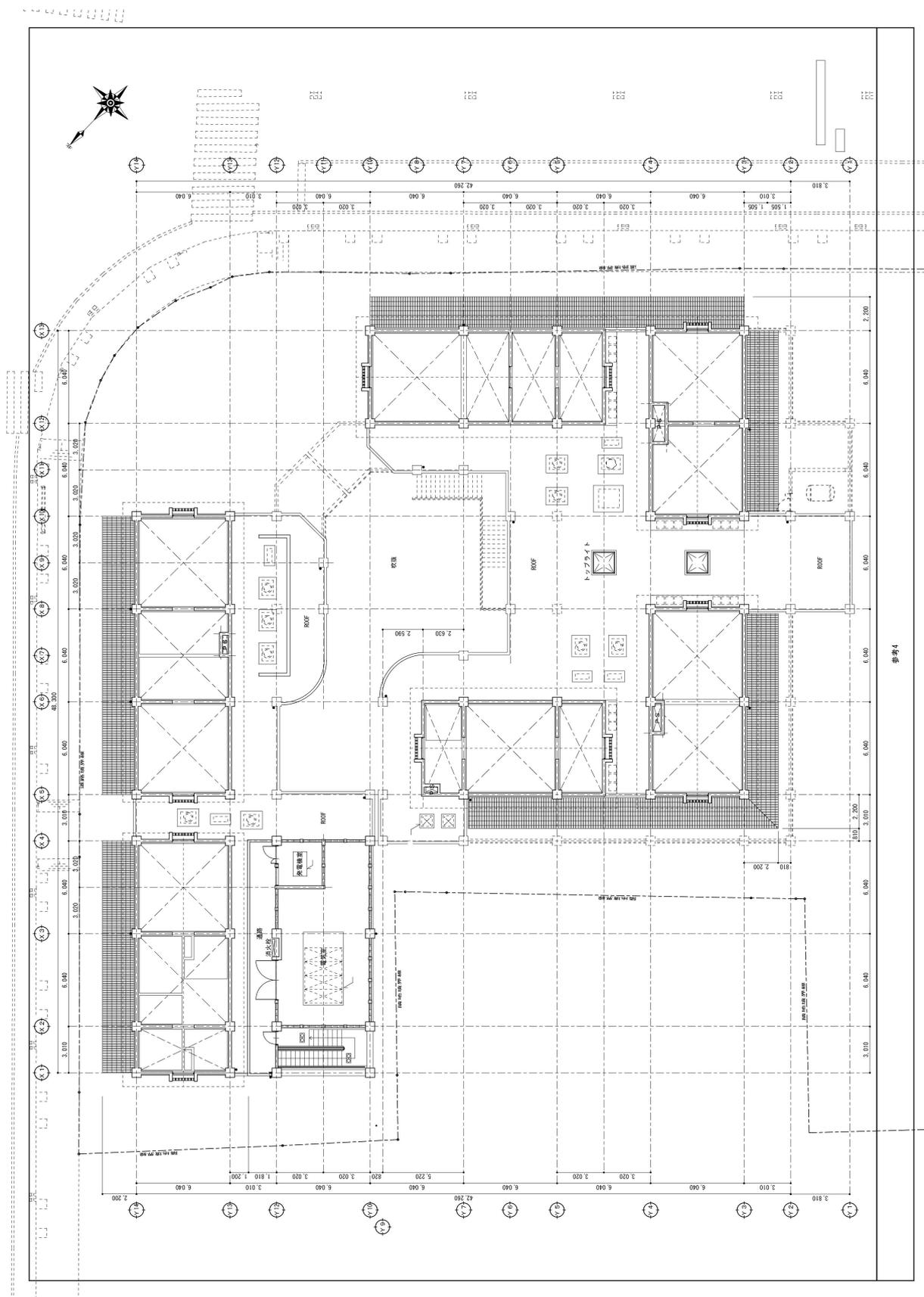
# 8 位置図

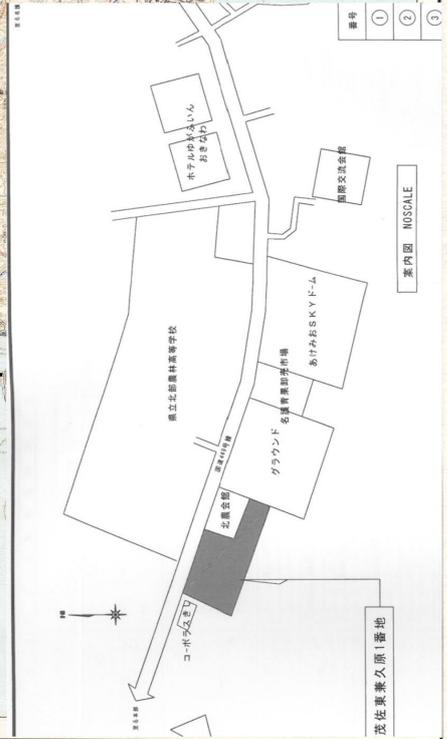
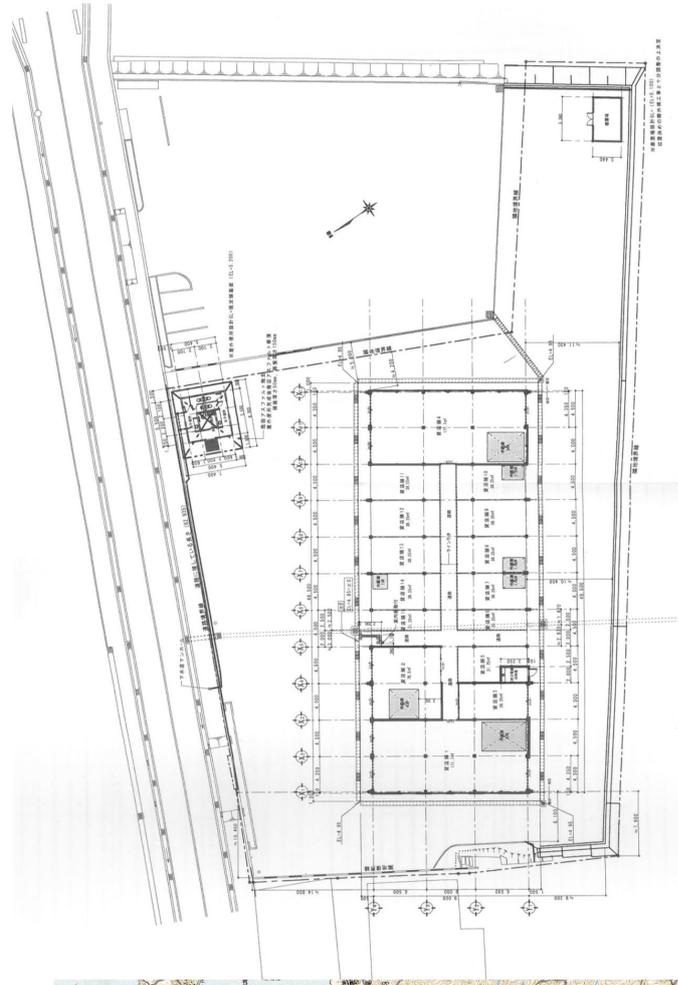
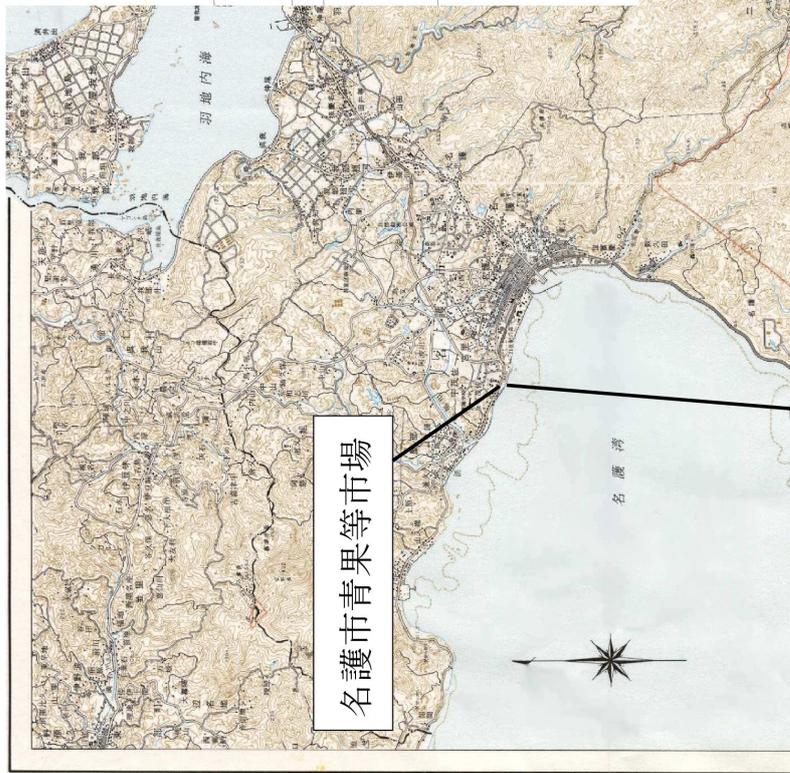
## 【名護市営市場図面】











この地図は、建設省国土院院蔵の基図を略して、同院発行の5万分の1

9 【別紙】選定基準について

選定基準	審査項目	審査内容
(1) 事業計画の内容が市民の平等な利用を確保することができるものであること。 (配点:30点)	指定管理者の申請理由	公の施設を管理運営する指定管理者としての考え方が市民の利益に合致しているか。
	管理運営の基本方針	施設の設置目的を理解した基本方針となっているか。
	平等利用の確保	全般的に市民の平等な利用が図られる内容となっているか。
(2) 事業計画に沿った管理運営を安定して行う能力を有しており、管理経費の縮減が図られるものであること。 (配点:50点)	実施体制及び環境美化	施設の機能を十分に発揮できる管理運営体制や人員配置の組織となっているか。
		適正に管理運営ができる運営計画となっているか。また、環境への配慮がなされているか。(植栽含む)
	収支計画	利用促進と経費の縮減が図られ、かつ収入・収支のバランスがとれた計画になっているか。(収入増だけ、経費縮減だけの偏った計画になっていないか。)
	経営基盤	指定管理者としての経営基盤が安定しており、事業計画を実行できる能力を有しているか。
(3) 事業計画の内容等が施設及びその設備の効用を最大限に発揮させるものであること。 (配点:90点)	サービスの向上	利用者等のニーズを想定し、それらにあった質の高いサービスの提供が可能となる内容となっているか。
	利用の促進	施設の利用促進・利用者増に向けた具体的な取り組みがなされ、収入増が図られているか。
	自主事業の取組	自主事業の提案が利用者の立場にたって創意工夫がなされているか。
	施設の使用許可	施設の使用許可に関する具体的な提案内容となっているか。

	入居テナントの支援	入居テナントの支援に関する具体的な提案内容となっているか。
	市街地の「賑わい」回復へ向けた取り組み	市場の取組みが市街地の「賑わい」回復に寄与する提案内容となっているか。
(4)その他の基準 (配点:30点)	法令遵守	関係法令及び条例等を遵守し、適正な管理運営ができるようになっているか。(個人情報管理や情報公開への対応なども含む)
	危機管理対策	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか。また、責任者による迅速な対応が可能か。
	利用者のトラブル対応と要望の把握	利用者の苦情等のトラブルに対する未然防止と対処方法が図られているか。また、要望を把握し、それらに対応できる体制になっているか。